

# 伊勢神宮工匠の発生とその展開

——特に進止権の所在を中心に——

細谷 公大

はじめに——問題の所在——

我國の神社は清浄を尊ぶことが古今を通じての基本理念であることは論を俟たず、特に社殿建築が取り入れられて以降の神社においては、その境内の清浄を保つことと同時に、本殿を始めとする建築物を常に清浄にして瑕疵のない状態を保つことを第一に求められて来た。その理由は当然ながら、祭神の神威を高め、国家の祈願に対しての効験を現すことが期待された為であるが、殊に皇家尊崇の場である伊勢の神宮は、その祭祀の成華と言うべき式年遷宮（正遷宮）について「夫伊勢二所太神宮、廿年二一度之造替遷宮ハ、皇家第一重事、神宮無双大宮也」<sup>〔1〕</sup>などと言われるように、特にその状態が保たれることに国を挙げて意を配られたのである。

特に次第に律令体制が衰微しつつあった古代末期におい

て、これを満たすが為に必要な要素としては、神宮祭祀に従事し、且つその円滑な齋行を期するために必要な神領の運営を行うこととなる祭祀組織の充実と共に、社殿建築を常に正常な状態に管理し、更に二十年に一度を式年として営まれる正遷宮を始めとする遷宮に従事する造営組織の完備とが挙げられよう。前者については現在までに多くの研究の蓄積がなされ、古代における律令体制の時期より中世末期に至るまでかなり明確化されている<sup>〔2〕</sup>。本稿では、後者である神宮工匠組織の発生と展開について、特に象徴的制度である工匠（以後、史料に基づき「神宮工」「内宮工」「外宮工」と表記する）の補任体制を照射したい。

以下にその研究史の概略と本稿で検討する問題点を述べ

る。神宮工の発生についてはこれまで幾つかの指摘がなされてきたが、嚆矢となったのは内宮祀官であった藺田守良に

よる研究である。延暦二十三年（八〇四）に成立した『皇太神宮儀式帳』の「一、新宮造奉時行事並用物事」にある「造宮使長官一人、次官一人、判官一人、主典二人。木工長上一人、番上工冊人入参来、即取吉日、二所太神宮拜奉、即発役夫、伊勢、美濃、尾張、参河、遠江等五国、国別国司一人、郡司一人、率役夫参向造奉」との記載を引きつつ「三代実録、元慶八年三月二日癸亥、先是遣使修造伊勢太神宮云々、暫停雇送神宮之工夫云々、とあれば、既くより木工寮ならで、雇工を用ひしなり（中略）いつの程よりか度会郡封戸仕丁を用ひらる、御定と成て、大神宮式には朝廷の職掌の参入の事は見えぬ。（中略）建久遷宮記に当宮職掌人も此頭工に補任せし事と見ゆれば、既くより例と成来つるならん」と指摘した<sup>4</sup>。以降の研究においては概ねこの説を踏まえるものであり、例えば「古へは木工寮の工匠として造宮の事を奉任せしめ給へること顕著なれど、木工四十人の外は之を雇ひ送られ、後には土着の者を使用せられし趣<sup>5</sup>」や「従来の造宮使が名目化して、木工長上、番上工、忌鍛冶が派遣されなくなったため、神宮自前で造宮使の目代にあたる作所と、それが率いる頭工を設けた。諸国役夫は猶存するが、頭方一人（頭工一人、小工二人）で四組から構成される」「律令制の崩壊前後にあたる古代から中世にかけて、大きな変動が避けがたかった遷宮制を背

景に（中略）造宮職の後退にともない伊勢の宮大工や柚夫・萱工・地元民が奉仕意欲をたかめた<sup>6</sup>」といった如くである。つまるところ、本来造宮使に率いられた木工寮工匠及び雇工が下向し任に当たっていたものが、ある時を境にして雇工の現地雇用がなされたこと、また神宮工事の閉鎖性<sup>7</sup>といった要素にも影響をうけつつ技術移転が徐々に図られ、建久九年（一一九八）以前には、神宮工単独による造宮が技術的側面・組織的側面の両面から可能となったものと位置づけられて来た訳であるが、史料制約や研究そのものが等閑視されてきた点からか、その経過について詳細な検討を行った論は管見の限り認められない。

また神宮工の補任体制については、永らく朝廷に正遷宮時に設置される令外官である「造宮使」により補任されるものと認識されてきた。そもそも造宮使とは、神宮諸殿舎の造宮の一切を掌るものとして、遷宮に伴って設けられた臨時の機関を指し、中臣・忌部氏から選出されたが、平安時代中期以降は忌部氏が見られず、前式年から十七年目の十月に中臣氏の中から特に「重代器量」人を選出し、内・外両宮別々に祭主の子息または近親者から補任された。中には造宮使をして後に祭主に補任される例が増加し、平安時代末には祭主が兼任する例も確認されている<sup>8</sup>。また、この造宮使には現場を統括する機関として「作所」が置かれ、

造宮使の目代として作所奉行が任命された。この作所に就いては『神宮要綱』<sup>(9)</sup>には「御造宮に關しては（中略）其の工事の実務に當るものは、両宮の作所なり」「作所の起源は詳ならざれども、少なくとも鎌倉時代に於ては存在せるもの、如し。其の下に頭・頭代・小工及び忌鍛冶あり（中略）遷宮例文に既に作所・頭工・頭代・小工・鍛冶等の称見えたり、作所は後には両宮祠堂中、重代家の家職となり、皇大神宮にありては藤波家、豊受大神宮にありては松木家の人を以て之に補せらるゝの例なりき」とある。してみると、造宮使は造宮行事期間中における朝廷を代表する職責であり、作所はそこに直結する機関であるから、両者間を機軸に神宮工の進止権が存したと見ても不思議ではない。しかし近年研究が進み、十四世紀前期から十五世紀前半にかけては神宮禰宜による工匠の推薦がなければならなかったものとされ、十五世紀後半になると禰宜の推薦が確認できなくなると共に、これに替わり作所からの推挙を受け、形式的手続とはなるが造宮使が袖判御教書を発給（判任）することではじめて神宮工として補任されたものと把握されている<sup>(10)</sup>。しかしながら、この理解では十五世紀前半以前の補任権者、また禰宜による推薦という手続が何故衰退したのかがそれぞれ不明瞭である。

以上の点を踏まえ、それぞれの問題点の解明を試みたい。

## 一、神宮工の発生とその特色

「はじめに」で述べた通り、律令体制の衰微に端を発する形で木工寮工匠が派遣されることが困難となり、結果として神宮周辺の「神民」を中心とする「在地の者」が神宮修造に関与し、結果として「神宮工」が発生したことが先学により度々指摘されているが、しかしその具体的経緯については、史料の制約等により詳らかではない。よって本節では、史料から窺われる神宮工発生の起源を検討し、その上で神宮工が持つ特色を確認したい。

内宮禰宜らによつて神宮鎮座から後三条天皇の延久三年（一〇七一）までの神宮重要事件を編年体書き継がれた史料である「大神宮諸雜事記」<sup>(11)</sup>を検討すると、天喜四年（一〇五六）十一月条には、「三頭乃工」等に饗録が与えられており、明確な神宮工の史料上の初見とする。同じく康平四年（一〇六一）六月晦日条には、在京の祭主である大臣永輔の邸宅を造作した三名の大工が「神民」であったことが見え、神宮奉仕者もしくは神宮周辺の居住民を意味する可能性は強いと思われる<sup>(12)</sup>。

確実に「土着の者」として氏名が確認できるのは十二世紀末の「外宮二頭工多米重真」である。建久七年（一一九六）八月五日付多米重真田島処分状によれば、「度会郡十

一条粟九里十坪内」「度会継橋里十二条坪内宇杉前」「度会郡箕曲郷上竹原村」等を六郎丸なる人物に対して和与により譲渡しており、重真は度会郡内の継橋郷周辺に一定の土地を保持していたことが推測できる。また、嫡子である真兼が「除公田等残田畠、悉施入自願私堂常蓮寺」とあることから、私堂である寺院を持つ比較的経済力を有する階層であったことも窺える。また、その二年後の建久九年内宮仮殿遷宮に際しての神宮工食料米下行記事には、基幹となる内外両神宮工の他に「当郷（＝宇治郷）居住下部」「彼宮（＝山田郷）下部」「滝原宮工」が造営に従事していたことが確認される。<sup>15)</sup>

よって、本来造宮使に率いられた木工寮工匠による造営に、十一世紀中期頃を境に少なくとも在京以外の者が関与が確認され、十二世紀末に、朝廷直属の工匠ではなく神宮造営に従事することを第一義とする工匠、いわゆる神宮工が発生したことになる。<sup>16)</sup>

しかしながら、以上の記載の多くは、あくまで国家を挙げての事業としての「正遷宮」や大宮司の指揮の下整然と遂行された「仮殿遷宮」において従事した工匠の記録であることに注意すべきである。冒頭でも指摘した通り、祭神の神威を高め、国家の祈願に対しての効験を現すことが期待される神社の在り方、殊に神宮においては、気象その他

の自然現象等を原因とする大小の毀損においても疎かに出来るものではなく、日常的修繕を含む管理面からも即効的な修繕従事者は別に存在したと想像することは許されよう。この観点から他の史料を見てみよう。

まず、「春記」長久元年（長暦四年、一〇四〇）八月十一日条には七月二十六日に発生した暴風雨により正殿以下主要建物が転倒し、「御体」を取り出そうとしたところ「神主禰宜内人等皆以衰老（中略）内人之中撰工巧等、忽令着衣冠、奉切開奉拝出」て救出を試みた記事が確認される。<sup>17)</sup> さらに「大神宮諸雜事記」永承元年（一〇四六）丙戌春条にも興味深い記事がある。

永承元年丙戌春之此、豊受太神宮御饌殿仁、貂參人之天、二宮朝夕御膳物於、悉喰散世利、因之宮人神主内人等、相搆天雖塞穴、件御饌猶毎日喰損、仍一乃貂狩出天、雖打殺、五六十乃貂倍来、更不留、仍宮司兼日御材木造儲天、一時之内、天井奉造札利、是則雖有非例事、為防件貂也、但件役夫、宮司以淨衣宛下、所令勤仕也、

内容は、外宮御饌殿に貂が穴を開け入り込んだ為、「大宮司」が「宮人神主内人等」を「役夫」として淨衣を与え修理させたところ。先の長暦四年の史料とを勘案した時、木工寮の工や五か国の役夫以外にも、特に施設の維持管理

を考えると、突発的な修繕に関し、当然その使用に耐え得る技術を持つ工匠が恒常的に神宮周辺に存在していたことを示しており、更にその工匠は大宮司が把握する「内人」職等の神官であったことが理解できる。このことは、神宮工補任制度の変遷はあるものの、近世まで一貫してその補任状には「可勤仕神役」とあることや、小工職にも「権宮掌」などの神官が兼任しており、神宮工にとつて多分に神宮造営に係る作事自体が「神役」であるという意識が強く働いていたという指摘と併せて考察すべき問題である。

この点は、在地神宮工の成立過程の解明に大きな示唆を与えるものであるが、以上の点を勘案すると、十一世紀前期頃には既に存在したと考えられる神宮工は、神宮祭祀職掌体系の中に萌芽し、その発展と共に徐々に組織化されたものであることが容易に想定される。このことは全国の各神社が禰宜・祝といった神事奉仕者に対して、長らく修理を含めた社殿建築の管理責任を負わされ、度々に亘つてその確認がなされて来た経緯とを勘案すると、充分首肯でき<sup>①9</sup>る。更に、現存最古の内宮仮殿遷宮記録である「建久九年仮殿遷宮記」建久九年（一一九八）二月廿一日条にも「抑於仮殿造営者、任先例宮司所課也、至正殿已下御修理者、任先例修理造宮使之勤也」とあり、正殿の朽損などによる不意の事態が生じた場合は大宮司が仮殿を造営し、修理造

宮使が本殿の修理を勤めることが確認される<sup>②0</sup>。仮殿遷宮に際しては大宮司の沙汰により執進められたことは、これまで確認してきた点を補強して余りあるものである。

次に重要な点は、彼等神宮工が果たしてどの段階で「国家無双の重事」と称される正遷宮に従事するに足る技術を自らのものとなし得ていたのかである。この点で重要な示唆を与えてくれるのは「玉葉」承安二年（一一七二）十一月十八日条の記事である。

但且ハ又可申殿下、又件間事、祭主、禰宜、工等能々評定申上了、且ハ令奉差之時、臨其庭、随當時之体可有沙汰事也、於京途雖被定仰、全不可依其事也、隆職申云、尤理也、兼光云、兼友召殿下問之、可申殿下者、又神宮工等尤以不堪、仍差木工寮工二人可遣、先日殿仰云、延暦、仁安之火事之時、遣木工寮工之由見之、而今度遣之時不快之例也、不可遣、但於有他例者非此限者、隆職申云、先例不可勝計、加之、以神宮工偏可造之由、式文無所見、彼等不堪之間、且ハ御殿不法如此之事出来也、尤可遣者、仍今度木工寮工二人所差遣也、<sup>②1</sup>

これによれば、承安四年（一一七四）に齋行された外宮仮殿遷宮に於ける「扶木」の取り扱いにつき、延暦十年・仁安三年齋行の内宮仮殿遷宮の例に従い「木工寮工二人」

を下向させることについて議論がなされているものである。「加之、以神宮工偏可造之由、式文無所見、彼等不堪之間、且ハ御殿不法如此之事出来也」とあることなどを勘案され、結果的に木工寮工匠が派遣されることとなったようであるが、この記載から、徐々に神宮工の組織化が充実化される一方で、神宮工自身の技術的問題も内包されていたことを如実に示している事例と言え、また一方で、当該時期においては朝廷としても基本的に在地の神宮工単独での造宮が暗黙の了解事項と捉えられていたと想定すべきであろう。

以上検討した通り、神宮工は発生段階においては大宮司により少なくとも一定の組織化がなされた上で把握されており、遷宮自体を神事と位置づける観念と相俟つて神宮祭祀職掌体系と不離不可分の存在であったと言えよう。更に正遷宮においては木工寮工匠に師事し、後には在地の一般工匠も雇工として参入することで次第に技術移転が行われ、律令体制の弛緩という社会的変動の中で、結果として在地の神宮工や雇工らにより杣入（山作）から宮域内での造作（庭作）までを一貫して行うことが可能になったと捉えることができる。

この「玉葉」の記載より二十五年後に「建久九年内宮仮殿遷宮記」において神宮工の具体的氏名が交名として現れ、漸く組織化された神宮工の一端が史料上確認されるが、時

期的に、この承安の外宮仮殿遷宮の前後近辺から、木工寮工匠を中心とした純公的な造宮から在地の神宮工及び雇工による造宮への転換がなされたものと捉えておきたい。

## 二、神宮工進止権を巡る造宮使と神宮禰宜の関係

第一節にて確認した通り、神宮工に在地の者が神宮工となることは、その任免にも在地の社会構造が大きな影響を及ぼすことを想定することは許されよう。この点につき、中世伊勢神宮の祭主裁判の実態を検討した勝山清次氏は、十一世紀以降において、律令体制下での現地祭祀職掌人集団である禰宜・権禰宜層と朝廷とのライン上で神宮行政を掌る祭主・宮司との対立から端を発して古代的な神宮の解体が促され、新たに台頭した禰宜・権禰宜層らが「禰宜庁（本宮庁）」を設置し、両者が拮抗しながら並存する複合的な神宮の構造があることを明らかにしたことは注目される。<sup>②</sup>本節では、これまで神宮工の進止権を担うと認識されてきた造宮使と神宮工の関係を再検討することを目的とするが、この勝山氏の指摘を踏まえるならば、朝廷と直結する祭主や造宮使を頂点とし、国家第一の重事である遷宮を遂行する論理と、現地で祭祀に従事しつつ神宮を実際に預かり、神宮祭祀職掌人を統括する神宮禰宜・権禰宜層を中心とした論理とで相克が生じ、両者が拮抗しながら並存する

のは充分想定されることと言える。実際に、先に検討した建久九年の内宮仮殿遷宮に際し、内外両宮長官禰宜により神宮工が把握・支配されていたことが窺われる史料が確認できる。

来十六日仮殿御遷宮之間、東西宝殿可奉修造工事、任先例可參勤之由、可被召仰頭工等候也、謹言

七月十一日

内宮禰宜在判

謹上 外宮長殿

追伸、件工四十人可參勤之由、可令下知給候、謹言

来十六日仮殿御遷宮間、東西宝殿可奉修造工事、任先例可參勤之由、召仰頭工候畢、謹言

七月十一日

外宮禰宜<sup>②3</sup>

この二通の史料は、当該仮殿遷宮にかかる東西宝殿の造営に対し、内宮禰宜から「外宮長殿」すなわち外宮長官禰宜（一禰宜）に対して四十人の工匠を參勤するべく依頼をしているものであり、二通目は同日付の返報である。これによれば、「任先例」せて外宮工を參勤させるよう依頼しているのであるが、この返報についても「外宮禰宜」とあ

ることから、この「内宮禰宜」も内宮長官禰宜（一禰宜）であることは疑いない。またこのような対等の役職同士の事務手続からは、両宮互いに所屬工の參勤が先例となっていたことを示唆していると共に、少なくともその神宮工の動向把握は両宮共に長官禰宜の強い意向を根底になされていたと見なければならぬ。更に、この「件工四十人」は続けて「東西宝殿工四十三人<sup>外宮工本工三十三人之外雇工十人營下部也</sup>」とあることから、外宮工の定数三十三人の他に、雇工として「下部」と把握される山田郷在地の工匠にも長官禰宜の進止が及んでいたことを強く窺わせるものである。

このことを踏まえ、次に第一節において指摘した、大宮司による神宮工の進止との整合性を考えてみたい。時期は若干下るものの、早速次の史料を検討してみよう。

工等交名注文献覽之、今日事始同事、任先例可有御沙汰候、兼又忌鍛冶光重澤次可致其勤候也、謹言

八月二日

謹上 大宮司御館<sup>②4</sup>

この史料は仁治三年（二二四二）八月二日付にて、本宮頭工等が前日の八月一日に注進した「仮殿御遷宮工、員数交名事」を大宮司に宛て献じたことを示すものである。作成が誰によるものかについては、例えばその直前の六月十八日付にて大宮司より「工等注文事」について「内宮長

殿」宛に注進の依頼がなされ、内宮長官禰宜を経由して頭

工等より大宮司へ注進されていることから見ても、内宮長官禰宜である荒木田延季であるを見て間違いない。つまり、大宮司による神宮工把握の実際は、長官禰宜を筆頭とする神宮禰宜層により、神宮工を束ねる頭工を介して把握されていたのである。<sup>(26)</sup>

以上のように神宮工の進止権は、少なくとも仮殿遷宮に於いては神宮禰宜層に強く存するものと考えられるのだが、正遷宮に於いても神宮禰宜層による進止が認められる史料が存在する。時期はかなり下るものではあるが、元亨三年(一二三三)に斎行された第三十四回内宮正遷宮時の神宮工補任史料を確認してみよう。

下 橋行末

工等任符案

可早先例勤仕神役一頭方小工事、

右為当職勞工国益闕替可令勤仕神役之状如件、以下、

正和三年六月廿五日

禰宜荒木田神主判

在判

当職勞工国益他界之間、以権宮掌行末為其替、可勤仕

神役、可被存其旨者、依四殿仰執達如件、

正和三年六月廿五日

権禰宜行有奉

一頭大夫殿<sup>(26)</sup>

この二つの史料は対になるものであるが、まず下文により、「当職」が「勞」<sup>(27)</sup>を執った神宮工である「国益」に替えて「権宮掌(橋)行末」を一頭方小工に補任している。それと同時に、所属する一頭方の頭工「一頭大夫」に対し、「国益」が他界したことにより、替わって「橋行末」を補任した旨、「四殿」すなわち「当職」から示しているものである。この「四殿」は当時内宮四禰宜を勤めていた荒木田仲成のことであるが、この史料の註にある「これはハウくわんのふんのたくミ、任ふしやうのていなり」より、それぞれの神宮工はその「勞」を行った傍官(二禰宜から十禰宜)から補任を受けていたことが分かる。当然ながら、長官である一禰宜が「勞」を行った神宮工も同様に補任されたと見て相違なかるう。<sup>(28)</sup>また、同様の補任状は翌年元亨四年(一二三四)にも確認ができる。

このように少なくとも正和三年段階では造宮所が設置される正遷宮においても、造宮使ではなく、神宮禰宜層が分散して補任権者となっていたことが明確となる。約百年という時間的経過があることから即断はできないが、この間に大きな補任制度の変革があったことは管見に及ぶ限りで

史料上確認が出来ず、神宮工の進止権は実質的に長官禰宜を中心とした神宮禰宜層に分散して存在したものと考えられる。

続けて次の史料も検討してみたい。

今度一神主シンしのたくみら、ナらひ二とうくら、にんれいとかうし、一とう十貫文ひく、口入の二なんうちふち神主二も、一とう三けん一めんのいゑ一う、ハタけ一所ひくよしきたあり、二とう内しゆかうよりとうさたをいたす、三とうきをい申物ある二よて、れん、二二十五貫文ひく、四とう八貫文ひく、小たくみら、あるい八十貫文、五貫、七貫、かくのこたくひくよしさたあり、又たくみそろへの時、めん、二貫文つ、ひく、ハうくわんふんのたくみハ、めん、二貫文、たわりのかたへ、二貫文つ、まいらす、世かたくミも、二貫文さたしたふ也、<sup>29)</sup>

この史料は、同じく第三十四回内宮正遷宮を遡る九年前の正和三年（一三二四）六月二十七日の記事である。前後関係は不明瞭であるが、この直前に神宮工の交替が生じた模様であり、神宮禰宜層が進止する神宮工の補任料について記載されている。

注意したい記述として、「一神主シンしのたくみら、ナらひ二とうくら、にんれいとかうし、一とう十貫文ひく、

口入の二なんうちふち神主二も、一とう三けん一めんのいゑ一う、ハタけ一所ひくよしきたあり」と一禰宜進止の一頭工が屋敷及び土地を給恩として与えられていたことを示しているようにもとれる部分があるが、つづく二頭工について「しゆかうよりとうさたいたす」という文言から、二頭工の場合は任料を遷宮祭祀に関わる酒肴料から充てることを示しており、造宮料足の手間賃に関する記述と捉えるのが妥当であろう。前後関係が不明瞭な記述であることから即断はできないが、脇田晴子氏が提唱した工匠進止の形態である「給恩を媒介とする支配従属関係」を示すものではないと現段階では想定しておきたい。<sup>30)</sup>

以上を踏まえ、次に造宮使と神宮工の関係について考察する。「はじめに」でも触れた通り、これまで神宮工進止、特に補任権は造宮使に帰属しているものと認識され、神宮禰宜等が補任に先立ち推薦という形で関与していたことを示すものとして漠然と認識されて来たが、これまで検討した内容からもその理解に素直に首肯することはできない。しかしながら全く造宮使にその権限がなかったのかというところではなく、次の神宮工進止権の所在を巡る事件に端的にその内情が顕れている。

爰一頭友清同方小工則友等、外戚姨死去、其忌今日許也、仍不過訖之間、任先例立名代、可成神事之由、申

同小工成時、乱入御杣二頭三頭方為正殿御料不憚打木  
鋏、為御稻御倉料材、成時切作之由風聞之間、二頭真  
包、近重以名代副作所使、入御杣令実檢之処、切取之  
条有其実之由注申之上、成時氣所勞禁忌云々、爰成時  
縁者可立名代之由憤申、被召問工等之処、於故障者用  
名代、至神氣所勞者、被改補之由申之、然間旁為停任  
之者、如式条者造宮沙汰之時、工等者造宮所一向進止  
也、為造宮所沙汰可入替之由者、自宮庁者、宮工者神  
宮進止也、作所被乞請者可令会釈者、但云御杣伐事、  
云所勞事、不尋糺被改補有後難、所詮以名代、可令成  
神事之由評定之処、無名代例之由云々、仍神宮以仕丁  
内人末澤令着座、於友清則友者、立名代可成神事神宮  
議定、神宮与作所喧嘩也、<sup>32)</sup>

この史料は、寛喜二年（一二三〇）に齋行された第二十  
九回外宮式年遷宮を遡る二年半前の安貞三年（一二二九）  
二月十九日に行われた山口祭に関する神事（「行事始」）に  
際しての「神宮与作所喧嘩」の顛末である。内容を確認し  
ておくと、神事に先立ち一頭工友清及び小工則友が外戚の  
死去により服飯となり名代を立てたが、更に小工成時も  
「神氣所勞」により縁者を名代として立てることを主張し、  
二頭工三頭工としては「神氣所勞」の場合は改補すべきと  
主張した為、作所は成時とその縁者を「停任」した。この

人事に関し作所と宮庁で見解が分かれ、結局「改補有後  
難」として「神宮議定」により「仕丁内人末澤」を成時に  
代わり着座させ、一頭工友清及び小工則友については名代  
を立てて神事を齋行するに至った、というものである。

注目すべきは、先ず第一に「造宮所」（の下部機関である  
「作所」と「宮庁」「神宮」の双方が神宮工の進止権を主  
張した点である。そして第二に、「仍神宮以仕丁内人末澤  
令着座、於友清則友者、立名代可成神事神宮議定」とある  
通り、この顛末が「神宮」の主導により処理されているこ  
とが窺われる点である。これは神宮工の進止権は双方主張  
する処であつたものの、「神宮」に偏重して所在すること  
を窺わせるものでもある。ここでの「神宮」あるいは「神  
宮議定」とは具体的に何を指すのかは不明であるが、「宮  
庁」の記載より見て、長官禰宜を中心に禰宜・権禰宜層に  
より形成された「禰宜庁（本宮庁）」に関連する機関乃至は  
意思決定行為と理解できる。<sup>33)</sup>

以上検討した通り、神宮工が発生して以来十四世紀初頭  
に至るまで、事実上、その進止権は朝廷と直結して造宮に  
携わる造宮使ではなく、神宮禰宜層に偏重する形で展開し  
ていた。これはそもそも、以前より度々指摘されている通  
り、造宮使の権限が「神宮諸殿舎の造営の一切を掌る」も  
のとして理解されてきたことと整合性はあるう。<sup>34)</sup>しかしな

がら、神宮工と神宮禰宜層との関係は、確認出来る範囲ではあくまで支配従属関係までは確認出来ないことから、現段階では神宮工の補任権に限定したものと考えるのが妥当である。また、補任された神宮工を実際に差配し、正遷宮に関する実務を行う機関は神宮内に造宮使の下部機関として設置された作所であったことにも注意を払う必要がある。<sup>35)</sup> 「如式条者造宮沙汰之時、工等者造宮所一向進止也」とあるように、造宮使の神宮工に対する進止権は「造宮沙汰之時」に限定する意識があることも窺え、両者の神宮工に対する進止権は神宮禰宜層に偏重しつつも並存していたと看做すべきであろう。

### 三、「遷宮例文」より見る神宮工進止権所在の推移

第二節で検討した通り、神宮工進止権は、補任権に限定しても少なくとも十四世紀中葉段階に至るまで神宮禰宜・権祢宜層を示す「神宮」あるいは「宮庁」が保持しており、形式的にせよ造宮使に補任権が存在し、神宮禰宜層は推薦者として介在していたとするこれまでの理解とは異なる点を確認した。しかし一方で、造宮使の下部機関ながら、神宮禰宜層乃至権禰宜層から任命された作所をして「工等者造宮所一向進止也」と堂々と言わしめたことから勘案しても、造宮使に神宮工の進止権があるべきという意識が、造

宮使と神宮禰宜層の両者に共通して少なからず存在した可能性も否定できないだろう。

先に結論から述べれば、十四世紀中葉段階において漸く、神宮禰宜層に偏重して保持されていた神宮工補任権を造宮使が獲得した。本節ではこの経緯について確認する。早速次の史料を見てみよう。

廿六日、天晴、今日頭右中弁忠光為勅使入来、被問造太神宮大小工事先例、大略禰宜計々補、而曆応度御在所用他国之間、每事楚忽不合期、仍造宮使計沙汰之間、今度又任先規可申沙汰旨禰宜等鬱訴、而造宮者禰宜等沙汰強非本儀、件大小工及人夫、皆為諸国勤、神宮曾不相行者、而近来諸国对捍之間、神宮沙汰出来歟、造宮者禰宜等自尊強不可為本儀之旨申之、可計申云々者、

申云、此事凡為造宮使進止大小工、不乖其儀歟、就中任曆応例今度已可計沙汰之由被仰下者、何可有違転哉、親世朝臣申趣無子細歟之旨申了、<sup>36)</sup>

この史料は、延文三年（一三五八）九月二十六日、右中弁である柳原忠光が後光厳天皇の勅使として、神宮工進止権の所在について先例を確認する為に洞院公賢の元へ来訪した始終が記載されたものである。同月十八日条を見ると、外宮造宮使に大中臣親世が補任されることとなったものの

「今年々始政未被行」により「官符請印」が執行出来ない事態に陥っていたことから、造宮使補任後に行われる山口祭の執行が危ぶまれる事態となっており、このことから、山口祭に先立って行う神宮工補任（工揃え）に関連する諮問であったと理解できる。

内容を見ると、神宮工（大・小工）補任を禰宜が行うことは、柚入に先立って補任を行う必要があることや、「曆尺度」に柚山が他国を転々としたことから造宮使がその沙汰を行ったことを勘案しても相応しくないが、先例に任せて補任を行いたい旨を禰宜が訴えている状況が生じていた。しかし、「件大小工及人夫、皆為諸国勤、神宮曾不相行者、而近来諸国对捍之間、神宮沙汰出来歟」とあるように、朝廷としては、禰宜が補任を行う先例自体が本儀ではなく、本来は遷宮に係る工匠は木工寮工匠や近隣諸国の人夫が勤めるものであって、神宮内部で完結する事案ではないという意識の上で「而造宮者禰宜等沙汰強非本儀」という考えであったことが理解できる。果たして、洞院公賢の回答は「凡為造宮使進止大小工、不乖其儀歟」と明快であった。

この問答の内容が反映された場合、これまでの神宮工補任手続に大幅な変更を来すことから大変重要な意味を持つが、この内容そのままの変更が行われたことが次の史料

から窺い知ることが出来る。

#### 頭工小工等之任補駈之事

随作所触、各古任補ヲ出対シ、任料一貫弍佰文充作所ニ沙汰之、但壹貫文ハ作所得分、弍百文ハ書下奉行料也、件古任補ヲ披見シ、各之姓名ヲ注、自作所造宮所ニ進者、被成下継目補任、仍自頭工中、造宮所工札分拾貫文進之、但員数多少有無、先規不同、任補云

#### 判

造 内宮一頭工 一頭代 一頭方小工職事姓名任本補之旨、全所職守先例可勤任神役之旨、可令下知給之由、造宮所仰所也、恐々謹言

年月日

權禰宜

奉

謹上 作所殿

四方四十四人、皆同詞也、是皆近例也

又忌鍛冶内人等者、自作所補之、同前也

四十四人之工、内二人ハ造宮所、一人ハ大宮司ヲ入、

自余ハ神宮ノ沙汰也、任補神宮ニ進例也、傍官禰宜同

器用補也、古例也

頭工等之交名並座次文、自神宮注文造宮所江被送、交

名座次ノ文ニ任テ国々ノ雜掌ヲ被引付也<sup>32)</sup>

これは長暦年間以来十五回重ねられた式年遷宮記録より例証を抽出し、貞治二年（一三六三）に成立した「遷宮例

文」の記載の一部であり、当時の神宮工補任の流れについて子細が記してある。この記載を追って神宮工補任に至る流れを確認してみよう。

まず、山口祭に先立つて作所より触れがあり、神宮工は自身の身分証明となる「古任補」を作所に提出する。この「古任補」とは、直後に書式例として造宮使奉書（補任状）が記載されていることから見て、直近に補任を受けた際の造宮使御教書のことと看做して間違いないであろう。更にそれを受け作所は、古任補を確認の上、「各之姓名ヲ注」した書面<sup>②</sup>を作成し造宮所に提出する。この直後に作所宛の造宮使御教書例が記載されることから見て、造宮使より補任状が作所へ送付されることとなる。

以上の記載は「是皆近例也」と記載されている。史料の制約により現段階では先の延文三年よりこの五年間にどのような経緯があったものか不明であるが、洞院公賢の返答通り、造宮使による補任が行われるに至ったことがここで確認できるのである。

注意が必要なのは、続けて「古例也」として、神宮禰宜層による補任が行われていた段階での手続きも併記されている点である。これも併せて確認すると、内宮工定数四十四人の内、二名を造宮所、一名を大宮司が沙汰し、残る四十一名が神宮禰宜層が沙汰していることが確認できる。こ

の神宮禰宜層、特に一禰宜による神宮工補任割合の異常なまでの高さは注目されるべきであり、第二節で検討した内容と概ね合致するものと考えて差し支えないであろう。これまで「造宮使が置かれてから一貫して造宮使により神宮工補任が行われていた」という漠然とした理解は、この「近例」と「古例」を混同して解釈をしていた為に生じたものと想定される。「遷宮例文」の成立が洞院公賢と柳原忠光との問答が記録されてより五年後のことであり、そこに記載されている「近例」として造宮使による御教書による補任状案が記載されていること、更に、当該段階で「古例」と記載されており施行されて一定の期間が経過していることを勘案し、この問答からほぼ間を置かずに「近例」にある補任手続きが施行されたと考えるのが穏当であろう。

なお、「古例也」と一旦区切った上で「頭工等之交名並座次文、自神宮注文造宮所江被送」と記載されていることから、「近例」においても、神宮禰宜層が序列を決定した上で作成した神宮工の交名を造宮所へ送付することは変更なく行われたことが窺える。また、史料の制約から断定はできないが、「近例」に関しては造宮所と作所との間で神宮工補任手続きが完了すること、本例は仮殿遷宮ではなく正遷宮の例であることを勘案し、「神宮」とは神宮禰宜

層・権禰宜層が奉行した作所を指すものと現段階では捉えておきたい。

以上検討した通り、延文三年九月以前の段階において、内宮工は定数四十四人の内、二名を造宮所、一名を大官司、残る四十一名が長官禰宜を中心とした神宮禰宜層が禰宜奉書及び下文により補任を行っていた。その上で神宮内で座次を定めた交名を作成し、造宮所へ注進されていたものが、その五年後の「遷宮例文」成立直前段階においては、作所が内宮工より提出された古任補を確認の上、「各之姓名ヲ注」した書面を作成し造宮所に提出し、造宮使が補任状として御教書を発給する形式へと変化したことが理解できる。

このような神宮工補任制度の改革が何故行われたのか。先に見た「今年々始政未被行」により「官符請印」が執行出来ないという事態も直接的には無関係のように思われる。手掛かりとなるのはこれまで検討してきた通り、神宮工成立段階から一貫して認められた神宮禰宜層に偏在する神宮工進止権の処遇であり、これを受けた「造宮者禰宜等自専強不可為本儀」という朝廷の強い意向ではなからうか。いずれにせよ史料的制約から詳らかではないが、今後の課題として。

#### 四、造宮使による神宮工補任権獲得後の展開

最後に、このように漸く造宮使と作所に帰属した神宮工補任制度がその後どのように推移したのかについて概略を確認しておきたい。早速次の史料を検討する。

□木田弘茂所被補干当方少工也、云神事、云営作、任先例可令致其沙汰者、依三位長官仰状如件

応永廿五年九月廿七日

権禰宜兼時 奉

#### 二頭工所<sup>⑧</sup>

これは、「遷宮例文」成立より半世紀が経過した応永廿五年（一四一八）内宮仮殿遷宮に際し、内宮長官禰宜であった荒木田経博から推挙を受けたと想定される荒木田弘茂が二頭方小工に補任されたことを示す内宮長官禰宜による御教書である。正遷宮ではないため造宮使の御教書ではなく、内宮長官禰宜の御教書により補任されていることはまず首肯できようが、注目すべきは、この「三位長官」である荒木田経博は荒木田弘茂の「労」を取っていないことである。第二節にて検討した通り、「遷宮例文」成立以前の仮殿遷宮においては、禰宜等に神宮工進止権が分散し、夫々御教書乃至奉書にて自ら支配する神宮工を補任していたものが、この補任状と共に収録されている「仮殿遷御工交名」にも

「傍官ノ工長官より皆任符書送者也」とあり、また「仮殿遷宮司中分交名事」にも「工任補者、長官袖判也」とあるように、傍官のみならず大宮司の進止である神宮工も、長官禰宜の御教書により補任される形に変化している。その後においてもこの補任形式は継承された模様で、例えば文安二年（一四四五）内宮仮殿遷宮の記録である「文安二年内宮仮殿遷宮記」<sup>(4)</sup>にも「於任補者、皆自長官被下先規也」とあるが如くである。

この変化の理由については詳らかではないが、注目すべきは、長官禰宜である荒木田経博はこの時内宮作所としてその任に当たっていたことである。<sup>(4)</sup>「遷宮例文」により神宮工補任に深く関与することが明確化された作所に、神宮禰宜層の衆議を纏める立場であり、翻って神宮工進止にも大きな影響力を持ち続けた長官禰宜が補されたことによる必然的結果であろうか。しかしながら、寛正三年（一四六一）の第四十回内宮正遷宮に際しては、内宮長官禰宜であり作所奉行に補されていた荒木田氏経による挙状と共に、祭主である大中臣秀忠の御教書による補任状も複数確認され、<sup>(4)</sup>正遷宮においては、「遷宮例文」にある手続が履行されていることも判明する。その一方で次のような史料も確認できる。

享祿二年五月廿九日 梅屋たち孫福たち五百文相賦ヲ

カ、私物三頭宮ニ申ニヨリ、五十疋ニテサシヲリ補任ナシ、三頭同頭代造宮使不相定条、作所引付にて也、一禰宜代々造宮使京都相調之由、雖被申、神宮一神事も不執行、神宮不存上也、如前々氏秀継目判可出候由、禰宜中事候条如此候<sup>(4)</sup>

この史料は享祿二年（一五二九）になされた神宮工補任における在京造宮使である祭主大中臣朝忠と内宮作所荒木田氏秀の対応について記されたものであるが、朝忠は三頭工及び三頭代の補任を行わず、氏秀が造宮使の代替として補任を行う事態となったようである。「神宮一神事も不執行、神宮不存上也」とあるように傍官禰宜の朝忠に対する不信任が垣間見れることが興味深い。注目すべきは、正遷宮中断期である当該期においても本義としては造宮使による補任が必要と考えられていた一方で、「一禰宜代々造宮使京都相調之由、雖被申、神宮一神事も不執行、神宮不存上也、如前々氏秀継目判可出候由」とあるように、長官禰宜乃至作所による神宮工補任権の定着、更には造宮使の神宮工に対する影響力の低下とを象徴している事であろう。<sup>(4)</sup>

このことの前提となる、時期は若干異なるものの両者の関係性を象徴する興味深い史料が存在する。

一、造 内宮一頭方小工職事、以藤原末勝譲与之儀、文明十五年卯歳所被補藤原久勝也、仍状如件

長享式年卯月二日

内宮作所

氏綱 判

曾祢番匠屋殿

件主ハ内二頭大夫子也、祖父存生之間二孫久勝二讓、然を作所へ不申合、造宮所御補任申給、其後、文明十八年極月、祖父末勝死去仕候間、余人望申候処、讓与之謂、雖致訛事、背法指置作所、直二望申条、言語道断曲事候間、可改替之由堅申候処、外宮法樂舎坊主を執縁、色々訛事仕候間、礼錢壹貫五百文請取指置、如此遣折紙候了<sup>(46)</sup>

この内容は、文明十五年（一四八三）に祖父である藤原末勝から孫の久勝へ内宮一頭小工職を讓与した際、作所を通さずに直接造宮使の補任を受け、その後末勝の死去により「余人望申」した為に作所が手続を進めようとした処、既に久勝へ讓与されたことが初めて明るみとなり、作所をして「背法指置作所、直二望申条、言語道断曲事候」と厳しく非難することとなったものである。この件は「外宮法樂舎坊主」が仲介し、久勝より作所へ礼錢を差し出すことにより安堵され事後処理がなされたようであるが、重要な点は、作所を通さず、つまり作所が作成する推薦書（拳状）が介在しない造宮使の補任状（御教書）は「背法」であるものの、一度発給された「御教書」は効力を決して失わな

いものであったことである。このことは造宮使による作所作成による「拳状」を「判任」する「形式性」が認められる一方で、作所を介在しない形での補任も起こりうるという、極めて比重の曖昧な両者の関係性を物語る。

このように一見歪にも見受けられる補任制度は、十六世紀前期に至って次第に物権化が進んで多様な神宮工が出現する中で、神宮工職としての権利証文保持者の不透明化を抑止する動向が作所より生じるが、この中で一応の解決を見る。永正十二年（一五一五）四月二十六日付にて、外宮工を束ねる頭工中と外宮作所奉行との間で交わされた「宮中御作事法度之事」に「一、頭中小工中死けツ之事、其あと次二御タツね候て京とを御と、ノヘカヘ也、御舎就なく御と、ノヘ候共、為衆中同心申ましく候、但三ヶ年京都を御調候ハすハ望次第たるへく候」とあるのがそれである。長らく正遷宮が斎行されない中で造宮使の權威低下も著しいものがあつたとも思われ、更に作所あるいは長官禰宜による補任が先例として定着しつつあつたこの時期、「京都」すなわち造宮使の補任状発給の不確実性からか、三年間補任状の発給がなければ「望次第」として神宮工側の権利主張を担保しつつ、外宮工の死闘による継目補任は造宮使の補任を経なければならぬことが、神宮工と作所との間で確認されたのである。

以上確認した通り、「遷宮例文」において定められた「造宮使⇄作所⇄神宮工」という神宮工補任制度は、神宮祭祀職掌体系に包括される神宮工の特色に絶えず影響を受けつつも存続したが、これは遷宮行事自体が神宮祭祀そのものであるという前提の下、特に祭祀職掌人を統括する神宮長官禰宜の意向を強く反映するものであったと言える。このことは十六世紀前期に至って形式的にせよ造宮使を頂点とする補任制度が再確認されることで一旦終止符が打たれ、その後の公儀による正遷宮復興期における安定した遷宮体制へと移行して行くのである。

### おわりに

以上、神宮工の発生とその展開について、特に神宮工進止権の所在の推移を中心に検討した。聊か取り留めのない論となった感があるが、本稿において明らかにし得た内容について確認してみよう。

第一節においては神宮工の成立とその特色について検討したが、神宮工は発生段階においては大宮司により把握されており、遷宮自体を神事と位置づける観念と相俟って神宮祭祀職掌体系と不離不可分の存在であった。正遷宮においては木工寮工匠に師事し、後には在地の一般工匠も雇工として参入することで次第に技術移転が行われ、律令体制

の弛緩という社会的変動の中で、結果として在地の神宮工や雇工らにより拙入（山作）から宮城内での造作（庭作）までを一貫して行うことが可能になったことが明らかとなった。続く第二節では、神宮工が発生して以来十四世紀初頭に至るまで、事実上、その進止権は朝廷と直結して造宮に携わる造宮使ではなく、「禰宜庁（本宮庁）」を構成する神宮禰宜層に偏重する形で展開した。その一方で、神宮工と神宮禰宜層との関係は支配従属関係であることは確認出来ず、神宮工の補任権に限定したものと考えるのが妥当であると同時に、造宮使の神宮工に対する進止権は「造営沙汰之時」に限定する意識があることも窺え、両者の神宮工に対する進止権は神宮禰宜層に偏重しつつも並存していたと想定した。第三節では、「園太暦」延文三年（一三五八）九月二十六日条の記載を検討し、当時の後光厳天皇を戴く北朝として、神宮禰宜層に偏重して存在する神宮工進止権を造宮使に一元化することを企図していたことを確認し、その五年後に成立したとされる、以後の内宮正遷宮の典拠となるべき「遷宮例文」の記載から、「園太暦」の記事から時を経ずして神宮禰宜層から補任権を造宮使とその目代である作所が獲得したことを確認した。第四節では、「遷宮例文」成立後における神宮工補任権の展開について概観し、大宮司により沙汰される仮殿遷宮における神宮工

補任権は長官禰宜が作所奉行に補せられる等の経緯により長官禰宜に集約されたこと、一方で、正遷宮においては造宮使による神宮工補任が定着したものの、正遷宮の中絶により造宮使の地位が不確実なつた辺りより長官禰宜乃至作所に比重がかかる事態となった。この解消については、神宮工職の物権化に伴う権利証文保持者の不透明化を抑止する為に作所と神宮工との間で取り交わされた覚書により、造宮使による補任が本義である旨を神宮工と作所との間で確認されるまで待たなければならなかったことを確認した。

このように、神宮工進止権を巡る推移は、神宮禰宜層（特に長官禰宜）にはば一貫し偏重して存在する神宮工進止権を、如何にして朝廷に直結する造宮使のもとへと移行させるかということに尽きるように思われる。しかし結局は、「遷宮例文」成立以降造宮使とその目代である作所による手続により発給されることとなる補任状（御教書）にしても、作所に長官禰宜が補されることで形骸化しており、単に作所による挙状の内容を「判任」するに過ぎないという「造宮使による補任の形式性」から外れるものではなかったのである。

こうして眺めると、後光厳天皇への答申として、神宮禰宜による神宮工の進止を洞院公賢が明快に否定した「園太曆」の記事が一際目を引く。神宮工が如何に統括され、ま

た如何に神宮に対し「神役」として奉仕するのかにも影響を及ぼしかねない一大画期となる事件であったと見做さなければならぬだろう。果たしてどのような理由により後光厳天皇はそのような諮問を洞院公賢に行ったのであろうか。

本稿を攔筆するにあたり、この点について一つの仮説を示しておきたい。

注目すべきは、問答の中に出て来る「就中任曆応例今度已可計沙汰」という記載である。康永二年（一三四三）十二月二十八日に第三十五回内宮式年遷宮が斎行されるが、この四年前の曆応二年（一三三九）八月には神路山の料材が伐り尽くされた為に杣山を変更することが祭主兼造宮使である大中臣親忠より言上されたのを始めとして（師守記）、同十月四日には候補地である江馬山も凶徒等が占拠したことからより仗議がなされるに至る（中院一品記）。結果として翌曆応三年（一三四〇）二月十日には三河国設楽山を杣山と定める宣旨が下されており（師守記）、実に「曆応例」近辺は南北朝分立による政治的混乱に神宮正遷宮が動揺した時期と重複するのである。

ここで勘案すべきは、南朝方の精神的支柱として北畠親房をはじめとする南朝方諸將に多大なる影響を与えた外宮長官禰宜である度会家行の存在である。無論、「遷宮例文」

自体は長暦二年から十五度に亘る内宮式年遷宮から集成された先例集であるということを鑑みれば、外宮長官禰宜である家行の動向は直接の関連性が無いようにも思われる。しかし一方で、家行が外宮長官禰宜となったのは暦応四年（二三四一）であるが、丁度この時期はこの記載の御杣山問題そのものである「暦応例」として挙げられた康永二年内宮式年遷宮の直前であり、長官禰宜を退いたのがこの問答の直前である貞和五年（二三四九）であることから、全くの無関係であったとは即断できない。そもそも内宮祀官の中では南朝方が優位に立っており、延元四年（二三三九）には北朝方である足利軍を内宮鳥居前町である宇治郷へ乱入することを許している。つまりこの時期は、神宮全体に於ける南朝勢力が動揺した時期であることにも注目すべきである。また、当時造宮使であった可能性が指摘されている大中臣親世は、正に「遷宮例文」の編纂された貞治二年（二二三三）には「村松方様」すなわち家行に対して様々な遷宮記や仮殿記等の蔵本を書写するために提供依頼を行っていた形跡がある。このことから、外宮長官禰宜を退いた後も神宮遷宮に通じた故実家たる家行の存在は大きなものがあつたと看做すべきである。このような南朝の雄としての家行を物語る一例として、「醍醐寺文書」にある「道後政所荒木田興治申状案」によれば、「朝敵与党人」と

して断罪すべき旨北朝に上奏すべく祭主大中臣親直に要請しており、やはりその存在は大きなものであつたというべきである<sup>(2)</sup>。また、内外両宮の別無く、長官禰宜は神宮禰宜層の筆頭として「本宮庁（禰宜庁）」の衆議を主導すべき立場であり、家行の長官禰宜在任期間にはほぼ重なる形で、この問答における核となる事件が納まること、更にこれまで検討したように内外両宮における遷宮行事・組織の共通性・相互性を勘案すれば、寧ろ、度会家行の退任等衰微著しい神宮南朝勢力の状況を勘案し、北朝である後光厳天皇周辺の意向により、これを機に神宮禰宜層に偏重して存在する神宮工進止権を幾許かでも削ぎ取ること、遷宮の安定的齋行を計ろうとする動向があつたことは充分想定されるところである。このような流れの一断面が、造宮使への神宮工補任権帰属という形で現れた可能性を指摘しておきたい。

#### 註

(1) 「遷宮例文」（神宮司庁編纂『神宮遷宮記』第二巻、国書刊行会、昭和六年）。

(2) 主なものとして、萩原龍夫「伊勢信仰の発展と祭祀組織」（『中世祭祀組織の研究』吉川弘文館、昭和三十七年）、河合正治「伊勢神宮と武家社会」（『中世武家社会の研究』吉川弘文館、昭和四十八年）、西垣晴次「律令体制の解

- 体と伊勢神宮」〔『史潮』五十六号、昭和三十年〕、村岡薫「伊勢神宮における神人強訴の一考察」(中世民衆史研究会編『中世の政治的社会と民衆像』三二書房、昭和五十一年)、西山克「伊勢神三郡政所と検断(上)(下)」〔『日本史研究』一八二、一八三号、昭和五十二年〕、棚橋光男「中世伊勢神宮領の形成」(中世成初期の法と国家) 塙書房、昭和五十八年)、鎌倉佐保「中世伊勢神宮領の支配構造についての試論」〔『中世内乱史研究』一三号、平成四年〕、勝山清次「伊勢神宮における祭主支配の成立と展開」(『中世伊勢神宮祭主裁判の一考察』〔『中世伊勢神宮成立史の研究』塙書房、平成二十一年) などが挙げられる。
- (3) 『群書類従』第一輯(統群書類従完成会、昭和五十八年)。  
 藪田守良「造宮織殿舞伎職掌 内宮造宮職 頭工」(『増補大神宮叢書2 神宮典略 中編』吉川弘文館、平成十七年)。  
 (5) 「御造宮機関並経費 造神宮使」(『神宮要綱』神宮司庁、昭和三年)。  
 (6) 中西正幸「遷宮の歴史」(『神宮式年遷宮の歴史と祭儀』大明堂、平成七年)。  
 (7) 大河直躬「大きな工事場の労働組織」(『ものと人間の文化史5 番匠』法政大学出版局、昭和四十六年)。  
 (8) 宮地直一「造宮使職制沿革略」(『神社協会雑誌』第九冊第十二号、明治四十二年)。  
 (9) 神宮司庁、昭和三年。  
 (10) 浜島一成「伊勢神宮の神宮工」(『中世日本建築工史』相模書房、平成十八年)。
- (11) 西山克「伊勢松木文書」解題(『京都大学文学部博物館の古文書』一二輯、思文閣出版、平成二年)。  
 (12) 神道大系編纂会編『神道大系 神宮編一』(神道大系編纂会、昭和五十四年)。  
 (13) 但し、「大神宮諸雜事記」に散見する「神民」の記載から、神郡は勿論のこと各地の御厨御園の住民を指す可能性も留意すべきである。  
 (14) 「国立公文書館所蔵光明寺古文書」六二〇号文書(『三重県史』資料編中世2、三重県、平成十七年)。  
 (15) 「建久九年内宮仮殿遷宮記」(神宮司庁編纂『神宮遷宮記』第一巻、国書刊行会、昭和六年)。尚、この「下部」は「しもべ」と読むべきか。  
 (16) この時期は永く神宮工進止権の所在に強く影響を及ぼすこととなる禰宜・権禰宜による独自の政治権力機構である「本宮庁(禰宜庁)」が成立した時期であり、関連性については今後研究する価値があるだろう。  
 (17) 増補史料大成刊行会編『増補史料大成七』(臨川書店、昭和四十年)。  
 (18) 拙稿「中世後期から近世初期における神宮建築工匠の精神的支柱―「神役」「神慮の御事」としての大工職―」(『上野秀治編』『近世の伊勢神宮と地域社会』岩田書院、平成二十七年)。  
 (19) 山本信吉「神社修造と社司の成立」(『社寺造宮の政治史』思文閣出版、平成十二年)。  
 (20) 中西正幸「遷宮の形態」(『神宮式年遷宮の歴史と祭儀』大明堂、平成七年)。  
 (21) 『玉葉』(名著刊行会、昭和六十三年)。

- (22) 前掲勝山論文。
- (23) 註(15)に同じ。
- (24) 「仁治三年内宮仮殿遷宮記 下」(神宮司庁編纂『神宮遷宮記』第一卷、国書刊行会、昭和六年)。
- (25) そもそも大宮司職は禰宜職より後に成立したものであることが指摘されている(前掲萩原論文参照)。
- (26) 「元亨三年内宮遷宮記(仮字本)」(神宮司庁編纂『神宮遷宮記』第三卷、国書刊行会、昭和七年)。
- (27) 神宮工補任に際して作成される交名には、式年遷宮時に権禰宜を遷座奉仕に対応させる為に主官の「労」を受けて六位から五位に昇進(加冠)させる「神宮惣位階」と同様に(大西源一「伊勢神宮惣位階考」、『國學院雜誌』第二十三号第一号、大正六年)、神宮禰宜等の関与により補任されたことを示す「禰宜労」の記載が参見される。史料制約から安易に同一の制度であると論じることには出来ないが、今後検討すべき課題と言えよう。なお、この「労」は「いたわり」と読ませた模様である(「応永廿五年内宮仮殿遷宮記」、神宮司庁編『神宮遷宮記』第三卷、昭和七年)。
- (28) この補任史料が残ったのはこの遷宮記が仲成の筆にかかためである。尚、「応永廿五年内宮仮殿遷宮記」に掲載されている神宮工の交名を見ると、各禰宜が「労」を取る工匠は、二禰宜から十禰宜の傍官は各一名、その他は全て長官禰宜である。この点からも長官禰宜の神宮工に対する影響力の大きさが理解できよう。
- (29) 註(27)史料に同じ。
- (30) 脇田晴子「付論Ⅰ 中世商工業座の構造と展開―大和の場合―」(『日本中世商業発達史の研究』御茶の水書房、昭和四十四年)。
- (31) 大河前掲論文、浜島一成「伊勢神宮の神宮工」(『中世日本建築工匠史』相模書房、平成十八年)。
- (32) 「嘉祿山口祭祀」(神宮司庁編纂『神宮遷宮記』第一卷、国書刊行会、昭和六年)。
- (33) 棚橋前掲論文。
- (34) 中西正幸「造神宮使について」(『瑞垣』一三五号、神宮司庁、昭和六十年)。
- (35) 平泉隆房「中世伊勢神宮史の基礎的研究」(『中世伊勢神宮史の研究』吉川弘文館、平成十八年)。
- (36) 「史料纂集 園太曆 卷六」古記録編75(統群書類従完成会、平成十二年)。
- (37) 註(1)に同じ。
- (38) 「遷宮例文」の成立期では当該書類の具体的内容は確認できないが、時代が下るものの、この「遷宮例文」の内容を元に取り進められたと思われる寛正三年内宮正遷宮関係書類(「造内宮工補任引付・内宮忌鍛冶補任引付」『三重県史』資料編、中世一下、三重県、平成十一年)には、内宮長官禰宜でありつつ所作を勤めた荒木田氏経による「拳状」が複数取められており、これに相違ないであろう。造宮使はこの書類の内容を御教書にて「追認」することとなるが、ここが「形式性」と呼ばれる所以である(前掲註(9)論文参照)。
- (39) 註(27)史料に同じ。
- (40) 続く記載中、「仮殿遷御工交名」には「二頭方(中略)弘茂子勞」とあり、「応永廿五年内宮仮殿遷宮記」の筆

